平成２９年（フ）第２５１号
さいたま市緑区松木３丁目31番地８　メゾンド高橋102
債務者　荒井　恵二
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3559番地36
債務者　町田　精一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３７号
埼玉県行田市大字前谷858番地２
債務者　嶋村　豪人
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４２号
埼玉県東松山市小松原町18番地１　サンライズ東松山108号室
債務者　大塚富士子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３号
長野市大字長野立町982番地３　井上アパート203号
債務者　吉永　克哉
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
松江市八雲町西岩坂1042番地　住宅型有料老人ホーム六連星、前住所松江市薦津町456番地　市営住宅客の尾１号
債務者　長尾　昭人
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
長野県茅野市玉川2399番地11　ブラボー50　№５　101号
債務者　宮崎　秀幸
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５０５３号
大阪府大東市明美の里町２番31号、前住所大阪府四條畷市中野本町19番17号
債務者　森田　由美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５４号
大阪府大東市明美の里町２番31号、前住所大阪府四條畷市中野本町19番17号
債務者　成田　真維（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２４号
大阪市城東区古市２丁目９番10―402号、前住所大阪市住之江区南港中４丁目２番11―1224号
債務者　石川　　博
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２９号
大阪府東大阪市若江南町３丁目１番26号
債務者　坂本　直樹
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５９号
大阪府門真市千石西町14番65―206号
債務者　松本紀久子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６０号
大阪市大正区平尾１丁目６番17号　大正祐伸ビル　303号
債務者　中村　直紀
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７９号
大阪府茨木市総持寺１丁目17番25号　総持寺文化　202号
債務者　川上みどり
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６８号
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　フローラ内、住民票上の住所大阪府枚方市片鉾本町12番４号
債務者　山下さゆり
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７８号
大阪府交野市私市４丁目19番18号
債務者　中條　貴美（旧姓松下・前田）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０９号
大阪府枚方市三栗２丁目１番17―807号
債務者　阪本　和子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部